

○厚生労働省令第八十三号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第二十六号の三十三を第二十六号の三十四とし、第二十六号の二十八から第二十六号の三十二までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の二十七の次に次の一号を加える。

二十六の二十八 四―〔四―（〔四―（一E）―ニ―シアノエテニル〕―ニ・六―ジメチルフエニル〕アミノ）ピリミジン―ニ―イル〕アミノ〕ベンゾニトリル（別名リルピピリン）、その塩類及びそれらの製剤

附 則

この省令は、公布の日から施行する。